

## モニタリング結果報告書

平成19年8月

モニタリングの対象となる施策目標	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
------------------	--

### 1. 政策体系上の位置付け

基本目標 II	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標 5	生活衛生の向上・推進を図ること
施策目標 5-1	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
個別目標 1	生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図ること
	(主な事務事業) ・標準営業約款推進事業費
個別目標 2	建築衛生の改善及び向上等を図ること
	(主な事務事業) ・生活衛生等関係費
施策の概要(目的・根拠法令等)	
1. 目的等 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図り、もって利用者又は消費者の利益の擁護に資し、国民生活の安定に寄与することを目的とする。	
2. 根拠法令等 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)	
主管部局・課室	健康局生活衛生課
関係部局・課室	

## 2. 施策目標に関する指標

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1 振興指針の認定件数(単位:件数) (-/-)	519	519	517	517	518
2 標準営業約款登録施設数(単位: 施設数) (-/-)					
理容業	59,521	59,350	58,954	51,230	46,731
美容業	26,105	26,085	25,783	22,983	21,050
クリーニング業	5,271	4,721	4,614	4,430	4,198
めん類飲食店営業	-	-	-	149	269
一般飲食店営業	-	-	-	157	284
3 建築物環境衛生管理基準への不適合率(対前年度同程度以下/-)	5.5%	8.1%	8.2%	9.1%	集計中
(調査名・資料出所、備考)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標1及び3は、健康局生活衛生課の調べによる。</li> <li>・ 指標2は、(財)全国生活衛生営業指導センター調べによる。めん類飲食店営業及び一般飲食店営業に係る標準営業約款は、平成17年11月から登録が開始されているため、平成16年度までの当該数値は存在しない。</li> <li>・ 指標3は、平成18年度の数値は現在集計中であり、平成19年9月に確定値等公表予定である。</li> </ul>					

## 3. 個別目標に係る指標等

個別目標 1						
生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	振興指針の認定件数(単位:件数) (-/-) ※施策目標に係る指標1と同じ。	519	519	517	517	518
2	標準営業約款登録施設数(単位:施設数) (-/-) 理容業 美容業 クリーニング業 めん類飲食店営業 一般飲食店営業 ※施策目標に係る指標2と同じ。	59,521 26,105 5,271 - -	59,350 26,085 4,721 - -	58,954 25,783 4,614 - -	51,230 22,983 4,430 149 157	46,731 21,050 4,198 269 284
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、健康局生活衛生課の調べによる。</li> <li>指標2は、(財)全国生活衛生営業指導センター調べによる。めん類飲食店営業及び一般飲食店営業に係る標準営業約款は、平成17年11月から登録が開始されている。</li> </ul>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 標準営業約款推進事業						
平成18年度 : 3百万円(補助割合:[国10/10])						
予 算 額 : <del>一般会計</del> 厚生保険特会、労働保険特会、その他( )						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、 <u>公益法人</u> その他( )						
概要: 標準営業約款制度が昭和58年に発足したが、その普及率はいまだ低調であり、生活衛生同業組合・事業者の理解、消費者側の認知度とも不十分な状況である。当該制度は利用者又は消費者の利益の擁護に資するための施策であり、本事業によって事業者並びに消費者に対して、その普及と登録の促進を図るものである。						

個別目標2 建築衛生の改善及び向上等を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	建築物環境衛生管理基準への不適合率(単位:%) (対前年度同程度以下/-) ※施策目標に係る指標3と同じ。	5.5%	8.1%	8.2%	9.1%	集計中
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、健康局生活衛生課の調べによる。平成18年度の数値は現在集計中であり、平成19年9月に確定値等公表予定である。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 生活衛生等指導事業						
平成18年度 予 算 額 : 4百万円(補助割合:[国 / ][ / ][ / ]) 一般会計 厚生保険特会、労働保険特会、その他( )						
実施主体 : 本省 厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )						
概要: 施設における衛生水準の維持向上及び公衆衛生の向上等を図るものである。						